

毒物劇物販売業自主点検チェックリスト

点検年月日 ____年 ____月 ____日

点検者(所属) _____

(氏名) _____

目次

取扱責任者

登録

毒物劇物の取扱い

表示

着色

家庭用品

譲渡手続

情報の提供

交付の制限

廃棄

事故の際の措置

運搬貯蔵等の基準

< 参考 > 盗難等防止規定

< 参考 > 危害防止規定

記載上の注意

< 参考 > 法令等の抜粋

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
取 扱 責 任 者	1. 毒物劇物取扱責任者の業務			
	専任の毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物を適正に管理させ、保健衛生上の危害の防止に当たらせているか。	法第7条第1項	適・否	
	(毒物劇物取扱責任者が不在の場合) 危害防止規定に定められた毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制に基づき管理がなされているか。	平成11年8月27日付、医薬安第103号、 医薬監第93号 厚生省 医薬安全局安全対策課長 ・監視指導課長通知	適・否	
登 録	1. 登録に関する事項			
	登録の期限を過ぎていないか。	法第3条第3項 法第4条第4項	適・否	
	農業用品目販売業又は特定品目販売業にあつては制限品目以外の品目を扱っていないか。	法第4条の3	適・否	
	次の事項を変更した場合、届出をしているか。 毒物劇物取扱責任者 営業者の氏名、住所 店舗の名称 貯蔵設備の重要な部分 毒物劇物取扱責任者の氏名、住所	法第7条第3項 法第10条第1項 細則第5条	適・否	
録	2. 貯蔵設備の基準			
	毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるか。 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものであること。	法第5条 (規則第4条の4 第2項) 昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
	貯蔵するタンク、容器は毒物劇物が外部に飛散等するおそれのない構造であるか。	法第5条 (規則第4条の4 第2項)	適・否	
	貯水池その他容器を用いないで貯蔵する設備は、毒物劇物が飛散等するおそれのないものであるか。	法第5条 (規則第4条の4 第2項)	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
登	貯蔵場所にかぎをかける設備があるか。 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。	法第5条 (規則第4条の4 第2項) 昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
	性質上かぎをかけることができないものである場合はその周囲に堅固なさくがあるか。	法第5条 (規則第4条の4 第2項)	適・否	
	貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じているか。	昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
3. 陳列場所の基準				
録	陳列場所にはかぎをかける設備があるか。 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。	法第5条 (規則第4条の4 第2項) 昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
	貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じているか。	昭和52年3月26日 付、薬発第313号厚生 省薬務局長通知	適・否	
4. 運搬用具の基準				
	運搬用具は毒物劇物が飛散等するおそれのないものであるか。	法第5条 (規則第4条の4 第2項)	適・否	
毒物劇物の取扱い	1. 盗難・紛失の防止措置			
	毒物劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じているか。	法第11条第1項	適・否	
	盗難等防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	盗難等防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	〃	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
毒	(貯蔵・運搬を委託する場合) 委託者は、盗難等防止規定に基づき、貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を受託者に講じさせているか。	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託する場合) 委託者は、盗難等防止規定に基づき、貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
物 劇 物 の 取 扱	2. 流出等の防止措置			
	毒物劇物等が店舗外へ飛散等することを防ぐのに必要な措置を講じているか。	法第11条第2項	適・否	
	危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	"	適・否	
	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が貯蔵設備から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者に講じさせているか。	"	適・否	
	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、危害防止規定に基づき、毒物劇物等が貯蔵設備から飛散等することを防止するための必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
い	3. 運搬用具等からの流出等の防止措置(毒物劇物等を店舗外で運搬する場合)			
	毒物劇物等が飛散等することを防ぐのに必要な措置を講じているか。	法第11条第3項	適・否	
	危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	"	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
表 示	(貯蔵を委託する場合) 委託者は、貯蔵場所の表示を受託者が適正に行っていることを実際に確認しているか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
着 色	1. 着色			
	(施行令第39条に定める劇物を農業用に販売する場合) 施行規則第12条で定める着色方法により着色しているか。	法第13条	適・否	
家 庭 用 品	1. 劇物たる家庭用品			
	(劇物たる家庭用品の場合) 施行令別表第1に定める基準に適合しているか。	法第13条の2	適・否	
譲 渡 手 続	1. 譲渡手続			
	(他の毒物劇物営業者に販売・授与を行った場合) 譲渡帳簿の記載はよいか。 毒物劇物の名称及び数量 販売・授与の年月日 譲受人の氏名・職業及び住所	法第14条第1項	適・否	
	(他の毒物劇物営業者以外に販売・授与を行った場合) 譲受書の記載はよいか。 毒物劇物の名称及び数量 販売・授与の年月日 譲受人の氏名・職業及び住所 譲受人の押印	法第14条第2項	適・否	
	書面を5年間保存しているか。	法第14条第4項	適・否	
	販売・授与を行った相手の毒物劇物営業者登録の有無を登録票等により確認し記録しているか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	(他の毒物劇物営業者以外に販売・授与を行った場合) 相手の身元確認及び使用目的の聴取を行っているか。	"	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
譲渡 手続	(一般消費者に対して) 劇物たる家庭用品以外の販売・譲渡の自粛及び代替品の使用の勧奨を行っているか。	平成11年8月27日付、医薬発第1036号厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	拳動不審者への販売・譲渡を行っていないか。	〃	適・否	
情 報 の 提 供	1. 情報の提供			
	譲受人に対し、販売・授与する毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しているか。 ただし、以下の場合を除く。 ・既に情報の提供が行われている場合 ・1回につき200mg以下の劇物を販売・授与する場合 ・塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物(住居用の洗剤で液体状のものに限る。)又はDDVPを含有する製剤(衣料用の防虫剤に限る。)を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売・授与する場合。	令40条の9 第1項 規則第13条の9	適・否	
	提供した情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに譲受人に対し、変更後の情報を提供するよう努めているか。	令40条の9 第2項	適・否	
	情報の提供は、文書の交付又は磁気ディスクの交付その他の方法であって、譲受人が承諾したものにより、邦文で行われているか。	規則第13条の10	適・否	
交 付 の 制 限	1. 交付の制限			
	毒物劇物を次の者に交付していないか。 18歳未満の者 精神機能の障害により毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	法第15条第1項 規則第4条の7	適・否	

確 認 項 目		関 係 条 項 等	結 果	備 考
交 付 の	2 . 発火性、爆発性のある毒物劇物の交付手続			
	施行令第32条の3に定める物の交付に際して、身分及び住所を証明しているか。 但し、常時取引関係にある者、販売業者が農業協同組合等、たばこ組合、その他その代理にその職員で業務に携わっている者が、その業務に携わっている場合を除く。	法第15条第2項	適・否	
	施行令第32条の3に定める物の交付に際して、その名称、交付の年月日、交付を受けた者の氏名及び住所を帳簿に記載しているか。	法第15条第3項	適・否	
	帳簿を5年間保存しているか。	法第15条第4項	適・否	
制 限	3 . 特定毒物の譲渡制限			
	特定毒物を、次に掲げる者以外の者に譲渡していないか。 ただし、それぞれ取扱い又は使用することができる特定毒物に限られる。 特定毒物業者 特定毒物使用者 特定毒物研究者	法第3条の2 第7項 法第3条の2 第8項	適・否	
	4 . シンナー、接着剤等の販売			
	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有するものであって政令で定める次のものを、摂取し、若しくは吸入することを知って販売・授与していないか。 トルエン原体 酢酸エチル、トルエン又はメタノール含有のシンナー 酢酸エチル、トルエン又はメタノール含有の接着剤 酢酸エチル、トルエン又はメタノール含有の塗料及び 閉そく用又はシーリング用充填料	法第3条の3 法第24条の2 令第32条の2	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
廃 棄	1. 廃棄			
	施行令第40条に定める基準に基づき行っているか。	法第15条の2	適・否	
	(廃棄の方法に関する基準が定められている場合) 当該基準に従っているか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物は速やかに廃棄しているか。	〃	適・否	
	廃棄の内容について記録しているか。	〃	適・否	
事 故 の 際 の 措 置	1. 流出等発生時の届出及び応急措置			
	毒物劇物等が飛散等した場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関へ届出を行うとともに、危害防止の応急措置を講じているか。	法第16条の2第1項	適・否	
	危害防止規定を作成しているか。 (規定へ盛り込むべき項目については<参考>を参照)	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	危害防止規定に基づく適切な措置を講じているか。	〃	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物等が飛散等した場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせているか。	〃	適・否	
(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物等が飛散等した場合に、「危害防止規定」に基づき、受託者が危害防止のための応急措置、設備の改善を講じ、必要な届出、委託者への報告を行っていることを実際に確認しているか。	〃	適・否		

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
事 故 の 際 の 措 置	2. 盗難・紛失発生時の警察への届出			
	毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは警察署に届け出ているか。	法第16条の2 第2項	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせているか。	平成11年8月27日 付、医薬発第1036号 厚生省医薬安全局長通知	適・否	
	(貯蔵・運搬を委託している場合) 委託者は、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合に、「盗難等防止規定」に基づき、受託者が必要な届出、委託者への報告を行い、設備の改善を講じていることを実際に確認しているか。	"	適・否	
運 搬 貯 蔵 等 の 基 準	1. すべての毒物劇物(数量制限なし)			
	容器又は被包に収納されているか。	法第16条 (令40条の3)	適・否	
	容器又は被包は密閉されているか。	"	適・否	
	容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されているか。	法第16条 (令40条の4)	適・否	
	容器又は被包が積載装置の長さ、幅を超えないように積載されているか。	"	適・否	
	2. すべての毒物劇物(1回の運搬量が1トン以上の場合)			
	容器又は被包の外部に毒物劇物の名称及び成分が表示されているか。	法第16条 (令40条の3)	適・否	
	(運搬を他に委託する場合) 荷送人の通知義務が遵守されているか。	法第16条 (令40条の6)	適・否	

	確 認 項 目	関 係 条 項 等	結 果	備 考
運 搬 貯 蔵 等 の 基 準	3. 令別表第2に掲げる毒物劇物（1回の運搬量が5トン以上の場合）			
	規則第13条の4に規定する標識が掲げられているか。	法第16条 （令40条の5）	適・否	
	防毒マスク、ゴム手袋等の厚生労働省令で定める保護具が2人以上備え付けられているか。	＼	適・否	
	車両に毒物劇物の名称、成分、含量、応急措置の内容を記載した書面が備え付けられているか。	＼	適・否	
	（一の運転手による連続運転時間が4時間を超える場合又は1日当たり9時間を超える場合） 交替運転手を同乗させているか。	＼	適・否	
4. 四アルキル鉛、無機シアン化合物及び弗化水素を含有する製剤の特則				
	四アルキル鉛の容器は基準に適合しているか。	法第16条 （令40条の2）	適・否	
	無機シアン化合物の容器は基準に適合しているか。	＼	適・否	
	弗化水素の容器は基準に適合しているか。	＼	適・否	
	四アルキル鉛の積載の態様は基準に適合しているか。	法第16条 （令40条の4）	適・否	
	弗化水素の積載の態様は基準に適合しているか。	＼	適・否	

	確 認 項 目	結 果	備 考
盗 難 等 防 止 規 定	1. 盗難等防止規定<詳細項目>		
	盗難、紛失防止のための保管管理方法	適・否	
	(例) 貯蔵設備、陳列設備、運搬用具の管理方法(かぎの管理を含む) 定期的な在庫量の確認		
	盗難、紛失発生時の警察署への通報体制(保健所への連絡を含む)	適・否	
	貯蔵を委託している場合の盗難、紛失防止のための保管管理方法	適・否	
	(例) 貯蔵設備の管理方法(かぎの管理を含む) 定期的な点検		
	運搬を委託している場合の盗難、紛失防止のための保管管理方法	適・否	
(例) 運搬用具の管理方法 配送時の注意事項			
	貯蔵、運搬を委託している場合の盗難、紛失発生時の警察署への通報体制 (保健所への連絡を含む)	適・否	

	確 認 項 目	結 果	備 考
危 害 防 止 規 定	1. 危害防止規定<詳細項目>		
	毒物劇物の貯蔵を行う者、その設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の組織及び職務に関する事項	適・否	
	(例) 毒物劇物の管理・責任体制 毒物劇物取扱責任者の職務 毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制(代行者の指定等を含む)		
	毒物劇物の貯蔵に係る作業の方法に関する事項	適・否	
	(例) 保管時及び出庫時の注意事項 異常現象発生時の注意事項及び処理体制		

	確 認 項 目	結 果	備 考
危 害 防 止 規 定	毒物劇物の貯蔵設備等の点検の方法に関する事項	適・否	
	(例) 貯蔵設備等の点検及び注意事項(点検方法、点検頻度及び点検箇所等) 運搬の際の積載前、積載中、積載後の点検事項		
	毒物劇物の貯蔵設備等の整備又は補修に関する事項	適・否	
	事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項	適・否	
	(例) 通常勤務時の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 休日、夜間時の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 運搬中の事故に対する通報、連絡体制及び応急措置 貯蔵、運搬を受託者に委託する場合の事故時の通報、連絡体制及び応急措置 必要な資機材の確保		
	毒物劇物の貯蔵を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項	適・否	
(例) 教育、訓練(計画、内容、実施方法等) 受託者に対する教育、訓練(計画、内容、実施方法等)			
	その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項	適・否	